

I 産地段階から消費段階にわたるリスク管理の確実な実施

1 人畜共通感染症を含む家畜防疫体制の強化

家畜防疫については、家畜伝染病予防法に基づく届出、検査などによる発生状況の監視を行い、BSE、鳥インフルエンザなどに対する防疫措置を講じました。

(1) BSE対策の推進

○ 我が国におけるBSEの発生への対応

これまでに計11例のBSEの発生が報告されていますが、と畜場での全頭検査に加え、死亡牛のBSE検査や「牛肉トレーサビリティ法」を着実に実施しました。

- ・ と畜場で処理された8例目(10月6日)・9例目(11月4日)・10例目(2月22日)、死亡牛である11例目(3月5日)について、BSEであることを確認。その結果を受けて、同居牛のBSE検査、焼却などを実施。
- ・ BSEの感染源・感染経路について、「BSE疫学検討チーム報告書」を取りまとめ(9月30日)。
- ・ 24ヶ月齢以上の死亡牛検査については、平成16年4月に全都道府県の完全実施体制を整備(平成15年度の検査頭数:48,411頭)。

○ 米国におけるBSEの発生への対応

米国におけるBSEの発生を受け、牛肉の輸入停止措置を講じました。米国産牛肉の輸入再開については、消費者の食の安全・安心の確保を大前提に、米国産牛肉についても国産と同等の措置が必要との基本認識の下、協議をすすめました。

- ・ 米国における初めてのBSE発生を受け、同国からの生きた牛や牛肉などの輸入を直ちに停止(12月24日)。
- ・ 亀井農林水産大臣が「ヴェネマン米国農務長官との電話会談」(1月15日)や、「ゼーリック通商代表との会談」(2月11日)を実施。事務レベルにおいても、米国におけるBSEの対策などに関する意見交換を3回(12月29日、1月23日、4月24日)にわたって実施。
- ・ 4月24日の日米会合では、①専門家・実務担当者レベルによるワーキンググループを設置し、BSEの定義・検査方法などの専門的・技術的事項の協議を進めること、②両国内での議論を深めること、③本年夏を目途に輸入再開について結論を出すべく努力することについて合意。
- ・ 「第1回ワーキンググループ会合」(5月18日・19日、東京)、「第2回ワーキンググループ会合」(6月28日～30日、米国コロラド州フォートコリンズ)を開催。

(2) 鳥インフルエンザ対策の推進

○ 我が国における鳥インフルエンザの発生への対応

山口県において、国内では79年ぶりの高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され(1月12日)、これまで計4例が報告されていますが、発生農場における飼養鶏全羽の殺処分や埋却、移動制限などの防疫措置を講じました。

- ・ 発生農場周辺での防疫対応として、発生農場の飼養鶏全羽の殺処分、消毒、周辺農場における移動制限など、必要な防疫措置を実施。移動制限措置については、清浄性確認検査を行い、段階的に解除。
- ・ 鶏の飼養者(飼養羽数1,000羽以上)に対して、1週間に1回、死亡羽数などの状況の報告を要求するとともに、高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない場合には直ちに報告するよう求め、その結果を毎週公表(3月4日～)。
- ・ 「鳥インフルエンザに関する関係閣僚会合」において、①まん延防止の徹底、②国民の食に対する不安を払拭するための措置、③人への感染防止と国民の健康確保のための措置、④早期通報促進と被害拡大防止のための法制度の整備、⑤養鶏事業者・関連事業者対策、⑥地方自治体に対する対応を内容とする「鳥インフルエンザ緊急総合対策」を決定(3月16日)。
- ・ 鳥インフルエンザが発生した場合に、より迅速かつ的確な対応が図られるよう、①疾病発生時の届出義務違反に関するペナルティの強化、②移動制限命令に協力した畜産農家に係る助成の制度化、③都道府県の防疫事務の費用に対する国の負担の対象拡大を内容とする、家畜伝染病予防法の一部改正を実施(5月26日成立)。
- ・ 感染経路について、「高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム報告書」を取りまとめ(6月30日)。

○ 海外における鳥インフルエンザの発生への対応

アジア各国や米国、カナダなどでの高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、これら各国産の家きん肉などの輸入停止措置を講じました。

- ・ 高病原性鳥インフルエンザの発生を確認した場合は、家きん肉などの輸入を直ちに停止(韓国:12月12日、ベトナム:1月9日、台湾:1月15日、タイ:1月22日、インドネシア:1月25日、中国:1月27日、米国:2月7日(6月9日に一部解除)、カナダ:2月20日など)。
- ・ タイ・中国からの加熱処理鶏肉などについて、輸入再開のための条件、手続きなどを協議し、加熱処理基準を満たしている日本向け輸出可能な施設を指定(タイ:3月8日、中国:4月7日)。

2 コイヘルペスウイルス病への対応など水産防疫の強化

茨城県におけるコイヘルペスウイルス病の発生の確認(11月6日)以後、感染魚の処分、消毒などのまん延防止措置を講じました。また、このような状況を踏まえ、「水産防疫体制に関する専門家会議」(2月24日より開催)において、水産動物の防疫対策全般の現状と問題点、今後の対応の方向性などについて検討をすすめました。

- ・ 6月30日現在、33都府県でコイヘルペスウイルス病を確認。感染魚の処分、消毒などのまん延防止措置を実施。
- ・ 「水産防疫体制に関する専門家会議」を開催し、水産防疫体制の点検、改善の方向を検討(2月24日、3月10日、4月13日、4月27日、6月15日、6月29日)。

3 生産資材の適正な使用の推進と取締などの実施

農薬、肥料、飼料、動物用医薬品などの生産資材について、適正使用のための普及啓発、指導などを行うとともに、(独)農薬検査所、(独)肥飼料検査所、動物医薬品検査所、地方農政事務所などによる立入検査を実施しました。また、生産資材に関する使用基準や規格の見直しなどをすすめました。

○ 農薬の容器又は包装の表示に関する一斉点検の実施

農薬の容器又は包装の表示について、農薬製造者に対して一斉点検を指示し、誤表示した農薬製造者24社に対して、回収状況、原因究明、再発防止策の報告命令などを行い、公表しました(7月23日、8月5日、8月13日、9月4日、11月21日)。

○ マイナー作物の暫定農薬使用対策の推進

使用できる農薬が少ない地域特産的作物「マイナー作物」については、経過期間を設け、都道府県知事から申請された作物への農薬の使用を承認しました。また、経過期間中に適用拡大がすすむよう、類似性の高い作物のグループ化を行うとともに、作物残留試験への支援、登録の変更(作物の追加)をすすめました。

- ・ 農薬使用基準の適用作物の経過措置として設けられた、マイナー作物の暫定的な農薬使用について、7月から12月にかけて都道府県から申請を受け付け、順次、承認(承認数:合計約9,000件)。
- ・ 経過措置の承認を受けた農薬については作物残留試験などを行い、順次、適用拡大(登録変更)を行うこととしており、これまでに200件(農作物と農薬の組合せ)の登録を変更(作物の追加)(5月20日現在)。

○ 牛のせき柱を含む飼料及び肥料のリスク管理

牛のせき柱については、食品安全委員会による「特定危険部位に相当する対応を講じることが適当」とのリスク評価を受け、牛のせき柱及び死亡牛を原料とした飼料、肥料の製造禁止(5月1日から)など、新たなリスク管理措置を講じました。

- ・ 在庫肥飼料の牛への誤用・流用防止の徹底のための措置を講じるとともに、飼料製造工程などでの交差汚染防止の徹底を図るよう、都道府県などに通知を発出(12月26日)。
- ・ 飼料及び肥料の規格を見直し、飼料(油脂)、肥料の原料に牛のせき柱及び死亡牛に由来するものが含まれないことを農林水産大臣が確認(1月15日公布、5月1日施行)。

4 産地における自主的な取組の支援など

生産者などによる自主的なリスク管理を的確にすすめるため、「GAP(適正農業規範)」の実践や、「家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン」の活用などにより、産地における衛生管理技術の普及を図りました。なお、牛・豚・鶏については「飼養衛生管理基準」を定め、家畜の所有者が基準を守るよう義務づけることとしています。

○ GAPの実践の促進

GAPの実践を促進するため、「生鮮野菜衛生管理ガイド」を活用した講習会や、地域の主要農産物のGAPの作成などによる導入・確立への支援を行いました。

- ・ 改良普及員、JA、食品事業者、地方自治体などを対象にした「野菜衛生管理技術講習会」を開催(11月18・19日、3月8・9日)。
- ・ GAP推進検討会を開催し(6月16日)、野菜・穀類・果樹・きのこの作物別部会を開催。

5 有害汚染物質のリスク管理の強化

有害汚染物質のリスク管理については、「有害汚染物質の対策検討チーム」(9月1日設置)において、農林水産省として行う「有害汚染物質ごとの行動計画」(カドミウム対策、水銀対策、ダイオキシン対策、かび毒対策、アクリルアミド対策)を取りまとめ(16年度:5月21日公表)、これに沿ったリスク管理対策をすすめました。

- ・ カドミウムについて、消費者、生産者、流通業者などの関係者による「カドミウムのリスク管理施策に関する意見交換会」を実施(12月12日、6月9日)。
- ・ コーデックス事務局にカドミウムの最大基準値原案に対するコメントを提出(12月15日)するとともに、「第36回コーデックス委員会食品添加物・汚染物質部会」(3月22～26日、オランダで開催)における検討に積極的に対応。
- ・ 国内産米穀のカドミウム含有状況を調査し、結果を公表(15年度の重点調査地域242点、一般調査地域2,498点とも、食品衛生法に基づく基準(1.0ppm未満)を超える濃度のカドミウムは検出されず)(1月30日)。
- ・ りんご果汁を汚染するおそれのあるかび毒・パツリンの汚染実態を調査し、結果を公表(15年度の国内産果汁142点、外国産果汁74点とも、食品衛生法に基づく基準値(50ppb)を超えるものはなし)(5月26日)。
- ・ 農産物のかび毒のリスク管理のあり方を検討するため、「かび毒のリスク管理検討会」を開催(6月18日)。

6 輸入食品の安全性の確保

検疫所で輸入食品の検査を行う厚生労働省とも連携しつつ、輸出国の食品リスク関連情報の収集などを行うとともに、市販輸入野菜の残留農薬調査について対象品目を果実などに拡大して実施しました。

- ・ 在外公館、関係団体などを活用して、輸出国などのリスク管理状況や食品リスク関連情報の収集・分析を実施。
- ・ 市販の輸入野菜などの残留農薬の状況を調査し、結果を公表(15年度は600検体(生鮮野菜250、冷凍野菜212、生鮮果実類100、きのこ類38)を買い上げて残留農薬分析を行ったところ、食品衛生法に基づく基準を超える残留農薬は検出されず)(4月19日)。